



精神科看護管理ニュース

Vol. **85**

発行 日本精神科看護協会

2021/02/24

1 第8回精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る 検討会が開催されました

2月15日に、第8回「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」が開催されました。この検討会には、吉川隆博会長が構成員として参加しています。

第8回では検討会報告書の素案が示され、来月4日に開催される第9回検討会をもって報告書を取りまとめる予定となっています。厚労省は今後、本報告書に基づき必要な諸制度の見直しや令和6年度からの次期医療計画・障害福祉計画への反映及び必要な財政的方策を含めて検討していく考えを示しています。吉川会長は本検討会の中で、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた医療資源として精神科訪問看護は欠かせないものであり、仕組みの中にしっかりと位置づけなければならない」ことを踏まえ、以下について提言しています。

- 精神障害がある方が、安心して地域でくらすためには、こころの健康のみならず、からだの健康も併せて考えていくことが必要。精神障害がある方も、中高年齢になると糖尿病や高血圧など、いわゆる生活習慣病が問題となる方が少なくない。がんやその他の病気になる方も当然いらっしゃる。
- 精神科訪問看護師が、生活習慣病をはじめ身体疾患の予防、早期発見を行うとともに、精神的ケアに併せて身体的ケアを行うことが有効である。
- 2040年を見据えて、精神障害がある方が高齢になっても地域で安心して暮らすことができるためには、高齢精神障害者の支援を充実させることが必要。高齢になっても住み慣れた地域・在宅で“最後まで暮らしたい”と希望される方を、地域でどのように支援するのか検討する必要がある。
- 入院長期化を防ぐためには、退院後支援としての継続医療・看護が欠かせない。精神疾患は再発しやすいという特徴があるため、精神科訪問看護師が再発防止に向けた支援を行うなど、治療継続と地域生活の両立を支援することが重要である。
- 精神科訪問看護師には再発時の重症化を防ぐ役割がある。精神科看護師は、臨床的リカバリーとパーソナルリカバリーの両面の視点から、医療機関や地域の関係機関と連携しながら、

●本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています

●本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

1/2

医療面・生活面の課題を切りわけることが難しい方のアセスメントを行い、24時間365日を通じて地域生活がおくれるように支えている。

報告書（素案）については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seishinhoukatukentoukai_00015.html

2 厚生労働省より、事務連絡が発出されました

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について、事務連絡が発出されました。

今回の改正法においては、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられています。

詳しくは、日精看ホームページの「他団体からのお知らせ」をご確認ください。

『精神科看護管理ニュース』は、メールでも配信しています

スマホやPCのアドレスを登録することで、FAXが無いところでも『精神科看護管理ニュース』を受け取ることができます。登録は、個人のアドレス、病院のアドレス、どちらでも可能です。右記よりご登録ください。plus.combz.jp/connectFromMail/regist/wavm6597



- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034